

1 利用者負担の内訳

①入所サービス費

■基本報酬

(単価：1単位あたり10.14円)

類型	在宅強化型							
	単位(1日)	多床室(4人)			単位(1日)	個室		
		1月(30日)				1月(30日)		
		1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	836	25,440円	50,880円	76,320円	756	22,980円	45,990円	68,970円
要介護2	910	27,690円	55,380円	83,040円	828	25,170円	50,370円	75,540円
要介護3	974	29,640円	59,250円	88,890円	890	27,060円	54,150円	81,210円
要介護4	1,030	31,350円	62,670円	94,020円	946	28,770円	57,570円	86,340円
要介護5	1,085	33,000円	66,000円	99,000円	1,003	30,510円	61,020円	91,530円

○「在宅強化型」とは介護老人保健施設の類型です。他に「基本型」があり、当施設は「在宅強化型」に該当しますが、職員配置や利用者の退所実績により変動します。詳細は利用料説明書をご確認ください。  
 ○個室利用時の料金について、国が定める認知症の基準に該当する場合には多床室の料金になります。

■加算 利用者の状況等に応じて加算されます。

	主な加算項目	要件	単位	1割負担	2割負担	3割負担		
入所前後	入所前後訪問指導加算Ⅱ	入所前後に居室を訪問し、在宅復帰のサービス計画を作成	(1回)	480	487円	974円	1,460円	
	サービス提供体制強化加算	基準以上の介護福祉士の配置がある	(1日)	22	23円	45円	67円	
	夜勤体制加算	夜勤職員の手厚い配置がある	(1日)	24	24円	49円	73円	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	基準以上の在宅復帰やケアの実績(在宅強化型)	(1日)	46	47円	93円	140円	
毎日	初期加算	入所後30日間	(1日)	30	31円	61円	92円	
	認知症ケア加算	認知専門棟(職員が一般棟より多い)に入所	(1日)	76	77円	154円	231円	
	短期集中リハビリ加算	入所後3カ月以内のリハビリ実施	(1日)	240	243円	487円	730円	
	認知症短期集中リハビリ加算	入所後3カ月以内の認知症リハビリ実施	(1日)	240	243円	487円	730円	
	療養食加算	病状に対応した食事の提供	(1食)	6	6円	12円	18円	
	排せつ支援加算Ⅲ	排せつ状況を評価し支援計画を作成、厚労省と情報共有	(1月)	20	20円	40円	61円	
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡リスクを評価しケア計画を作成、厚労省と情報共有	(1月)	13	13円	26円	39円	
	口腔衛生管理体制加算Ⅰ	口腔ケアのマネジメントに係る計画が作成されている	(1月)	90	91円	182円	274円	
	ターミナルケア加算(死亡日以前4~30日)	医学的知見より終末期にある方への看取り支援	(1日)	160	162円	325円	487円	
	ターミナルケア加算(死亡日以前2~3日)	医学的知見より終末期にある方への看取り支援	(1日)	820	831円	1,663円	2,494円	
	ターミナルケア加算(死亡日)	医学的知見より終末期にある方への看取り支援	(1日)	1,650	1,674円	3,347円	5,020円	
	毎月	科学的介護推進体制加算	入所者の心身の状況等を厚労省と情報共有している。	(1月)	60	61円	122円	183円
		介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の資質向上やキャリア形成への取組みがある	所定単位×3.9%	×1.014円	×2.028円	×3.042円	

②食費

朝食	昼食	夕食	1日	1月(30日)
380円	500円	500円	1,380円	41,400円

③居住費

	1日	1月(30日)
多床室(4人)	370円	11,100円
個室	470円	14,100円

2 負担軽減に関する制度

役所への申請により、負担軽減の措置が受けられる場合があります。

●高額サービス費

左表の①入所サービス費が対象です。

入所サービス費について、利用者負担が下表にある上限額を超えたとき、その超えた額が「高額サービス費」として、事前に役所に届け出した口座に入金されます。

区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
対象	生活保護世帯	世帯全員が住民税非課税且つ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	第1~3段階に該当しない方
軽減内容(負担上限)	15,000円/月	15,000円/月	24,600円/月	44,400円/月

●特定入所者介護サービス費

右表の②食費と③居住費(多床室のみ)が対象です。

上記の第1~3段階に該当し、且つ預貯金等の資産が単身者で1000万円未満、夫婦で2000万円未満の方(特定入所者)は、役所への申請により食費と居住費が軽減されます。

	第1段階	第2段階	第3段階
②食費	300円/日 (9,000円/30日)	390円/日 (11,700円/30日)	650円/日 (19,500円/30日)
③多床室	0円/日	—	—

※月を遡って申請できません。ご希望の方は入所開始月内の申請が必要です。

3 負担軽減に関する制度を利用した場合の月額利用料の目安 (給付金を相殺した金額)

(単位：円)

	第1段階	第2段階		第3段階		第4段階
			特定入所者		特定入所者	
①入所サービス費	15,000	15,000	15,000	24,600	24,600	約33,000~44,400
②食費	9,000	41,400	11,700	41,400	19,500	41,400
③多床室	0	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
③個室	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100
月計						
多床室利用	24,000	67,500	37,800	77,100	55,200	約85,500~96,900
個室利用	38,100	70,500	40,800	80,100	58,200	約88,500~99,900

「①入所サービス費」は、高額サービス費の申請により、負担上限を超えた額が後日、市区町村から給付されます。合計月額が高額サービス費の負担上限に満たない場合は、低い方の額になります。よって窓口での支払い額は標記の金額を超える場合があります。